

告 示

埼玉県告示第千四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ田谷店

埼玉県深谷市田谷百九十一―四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 深谷小学校、深谷中学校の学区になっているので、変更について各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター